

「令和8年度 後期高齢者医療制度のご案内」 変更箇所

令和8年6月1日から入院時食事代等が変更されました。

変更後は、同封の「令和8年度 後期高齢者医療制度のご案内」11ページの表が以下のように変更されます。

■ 入院時食事代の自己負担額（療養病床以外の病院）

所得区分		1食の食事代
現役並み所得者・一般		550円 ^{※2}
市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	270円
	長期入院該当 ^{※1}	220円
	区分Ⅰ	130円

※1 長期入院該当の認定には申請が必要となります。申請月より過去1年間の区分Ⅱの入院日数が91日（後期高齢者医療制度に加入する前の保険分も含む）以上となった場合、申請月の翌月から該当します。

※2 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は330円

■ 療養病床入院時の食事代・居住費の自己負担額

所得区分		1食の 食事代	1日の 居住費
現役並み所得者・一般		550円 ^{※1}	430円 ^{※2}
市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	270円	
	区分Ⅰ	160円	0円
	老齢福祉年金受給者	130円	

※1 一部医療機関では510円

※2 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は0円